資 料

小郡市教育委員会

（教務課教務係）

平成２８年度特別支援教育就学奨励費について（予定）

１．制度について

特別支援教育就学奨励費補助金の支給対象となる経費の算定にあたって、文部科学省の発行する事務処理資料には、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと」となっており、保護者及び学校よりレシート等（写し可）の証明書類の提出が必要となります。

２．証明書類の提出が必要な項目について

* 1. 学用品・新入学児童生徒学用品等購入費【保護者…様式１及びレシート等】
	2. 学用品等購入費【学校…様式２又はレシート等】
	3. 校外活動等参加費（宿泊を伴わない）【学校…様式３】
	4. 修学旅行費・校外活動等参加費（宿泊を伴う）【学校…別様式】

３．一年間の予定

平成２８年　５月上旬　 申請書提出依頼（６月上旬締切）

６月中旬　 認定通知及びレシート等提出依頼

※１学期の支払い前にレシート等を回収

７月上旬　 １学期支払い

１２月上旬　 ２学期支払い

平成２９年　３月上旬　 ３学期支払い

４．支払いについて

学用品等購入費については、１学期の支払い前にレシート等を回収し、保護者負担額が満額になっていれば、１学期支払い時に一年分を全額支給します。保護者負担額が満額にならない場合は、各学期の支払い前にレシート等を回収し、満額になった学期に全額支給します。年度内に保護者負担額が満額にならなかった場合は、３学期支払い時に「実費（保護者負担額）×１／２」の金額を支給します（※新入学児童生徒学用品等購入費については、実費を支給します）。

　なお、学校給食費・修学旅行費・校外活動等参加費については、学期ごとに支払います。